

医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について

1 趣旨

我が国では、高額医療機器の人口当たり配置台数が諸外国に比して突出して多く、また国内の地域偏在も存在します。人口当たり配置台数の多い地域では、需要に比して過大な設備投資となっている可能性や、医療機関の収益を圧迫している可能性が指摘されており、地域における必要かつ適切な医療提供体制を確保するためには、高額医療機器の共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する必要があります。このため、利用率の高い既存機器への集約化や共同利用を目的とした医療用機器の新規購入を行う場合について、特別償却の対象とします。

2 申請手続

「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」（平成 31 年 3 月 29 日付け医政発 0329 第 39 号（最終改正令和 5 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 40 号）厚生労働省医政局長通知）の規定により、以下のとおりとします。

(1) 提出書類

- ① 確認願（様式 4）
- ② 整備する機器の仕様等を示す書類（パンフレット等）
- ③ その他添付書類

区分	提出書類
ア 一定基準以上（注）の利用頻度がある機器の更新	全身用 C T ・ M R I の利用回数を示す書類
イ 共同利用を前提とした新規（追加）購入	共同利用を行う連携先医療機関との合意書等（任意様式）
ウ 上記以外	地域医療構想調整会議等への説明資料（様式 1－2 別紙「医療用機器の効率的な配置計画書」）

注：全身用 M R I 1 か月当たり 40 件 全身用 C T 1 か月当たり 20 件

- ※ 上記提出書類以外に参考となる資料がある場合は添付してください。
- ※ 地域医療構想調整会議等への説明を要しない場合（2（1）③ア、イの場合）は、確認願等の提出は省略することができます。

(2) 書類の提出先

栃木県保健福祉部医療政策課地域医療担当

(3) 提出期限

- ・ 地域医療構想調整会議等への説明を要しない場合（2（1）③ア、イの場合）
随時
- ・ 地域医療構想調整会議等への説明を要する場合（2（1）③ウの場合）
地域医療構想調整会議の開催時期は不定期（年数回程度）であるため、毎年の提出期限については、事前に御相談ください。

(4) 地域医療構想調整会議での説明

- 2（1）③ウの場合は、地域医療構想調整会議等の確認を受ける必要があるため、提出書類又は提出書類を基に事務局（県）が作成した資料を申請者が所在する圏域における地域医療構想調整会議等に提出し、協議を行います。
- 地域医療構想調整会議等での説明は事務局（県）からまとめて行いますが、申請者の具体的対応方針に対する質疑応答や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします。

(5) 確認証の交付申請

地域医療構想調整会議での確認完了後、納税地を所管する税務署に青色申告する際に必要な確認証の交付について、交付申請（様式 5）の提出が必要です。

(6) その他

申請から確認証交付までの大まかな流れは、別添「事務フロー図（目安）【医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度】」を御確認ください。